

# 民具研究と日本常民文化研究所

山口 徹

はじめに

今年、財団法人日本常民文化研究所（以下、常民研と略称）が神奈川県に招致されて満二〇年に当たります。本研究所では数え歳で二〇年に当たる昨年と、今年の常民文化研究講座を神奈川県に招致された。神奈川常民と略称）の二〇周年記念講座と設定し、準備をすすめてきました。

この記念講座の第一のねらいは、二〇年というひとつの節目を迎えるに当たり、常民研を本学に移管した原点に立ちかえって、神奈川県が設立以来の常民研の活動を批判的に継承し、常民研の理事会と取り交した「覚書」にある責任を果たしてきたかどうかを、神奈川県常民をとりまく今日の状況を踏まえ、今後の神奈川県常民の活動方向を見定める視点に立って明らかにすることにあります。しかし、一九二五年（大正一四）、アチック・ミュージアム（以下、アチックと略称）として創設され、以後、民間研究所として官学アカデミズムが手を付けない日本の民俗学、民族学、民具学、さらに漁業・漁村史研究に先駆的役割を果たしてきた常民研の活動を創設者・澁澤敬三の意思と活動を含め

てふりかえることは簡単にできることはありません。

そこで、私たちは常民研の二つの柱である、日本における民俗学、特にマテリアル・カルチュアの研究、民具学の発展に先駆的役割を果たした一連の研究活動と、一九三二年（昭和七）、伊豆内浦の漁民史料の発見を契機にすすめられた漁業史研究室における漁業にかかわる研究に分け、昨年度は漁業にかかわる研究を、今年度は民俗・民具にかかわる研究をふりかえることにしました。

この二つの研究分野は、昨年も指摘したように、常民研を本学に移管するに当たって、旧常民研の理事会と本学理事会との間でとり交した「覚書」の第四条二項に「①民俗に関する調査、②民具の調査と蒐集、③農林漁業資料の調査蒐集、④其他常民にかかわる生産技術の調査」としてその活動を引き継ぐことが明記されていることによるものです。神奈川常民は、この「覚書」の内容に沿って、『民具マンスリー』の編集・刊行、「民具研究講座」の開講、民具学会の支援、特定民俗・民具調査の委託、「民具調査報告書」の刊行をおこなってきました。

このように、発足当初の神奈川常民の活動は、旧常民研の歴史を理解し、神奈川大学という場において、新たな活動をどう展開するかを検討し、さしあたって活動している事業を継承することに重点が置かれていました。このことは、本学に常民研を移管する時期には、戦後の漁業制度改革にかかわる基礎資・史料の調査、蒐集、史料化を精力的におこない、いわゆる地方史料を中心とした戦後歴史学の発展に寄与してきた常民研における漁業史研究が休止状態であったことを物語っています。

ところで、こうした常民研が本学に移管された時期の常民研の活動状況、およびアチック時代からの経緯からみても、常民研の歴史をふりかえる場合は、まず民俗学にかかわるマテリアル・カルチャー、民具研究からふりかえることがごく自然の流れであろうと思いますが、実際には準備の都合から、昨年度は漁業史研究室の活動をふりかえることになりました。

常民研を本学に移管し再建する事業に最初から参加し、移管後も十数年にわたり神奈川常民を運営してきた者として、常民研の設立以降の経緯とその歴史をふりかえり、常民研がわが国の学術研究上に果たした役割、意味を明らかにし、さらに、「漁業における歴史と民俗」と題して、アチック以来の漁業史研究室の活動をごく粗くふりかえったのが昨年の報告です。

その報告の中で研究所招致の経過と神奈川常民が負うべき責任、具体的課題についても述べておきましたが、わが国の民俗学、民具学等の面で常民研の果たした役割については十分に触れておりません。

昨年引き続き再度、講座の前座を引き受けることになったのは、右の点を、常民研の移管の過程にかかわった者としてはつきりさせておくことを要請されたからです。

## 一 民具研究と日本常民文化研究所

ここでは、わが国の民具研究と常民研がどうかかわってきたのかを、まず時代を追ってみていききたいと思います。わが国の物質文化、生活文化を今日に伝える民具の研究が緒についたのはそれほど古いことではありません。民具や絵画が歴史や民俗を今日に伝える素材Ⅱ資料・史料として認識され利用されるようになったのはつい最近のことです。特に歴史学においては永い間、古文書、古記録、各種の出版物などの文字で書かれた、いわゆる文献資料を史料として利用し、「モノ」資料や絵画資料を史料として利用することはありませんでした。利用しても補助的な資料として利用し、したがって、「モノ」(民具を含む)や絵画資料を史料学として正面からとりあげてきませんでした。「モノ」資料や絵画資料は人類学、考古学、民俗学において部分的に利用されるだけで、調査、蒐集、保存や資・史料化はほとんどおこなわれていなかったように思われます。

「モノ」特に民具や絵画資料が歴史や民俗を今日に伝える素材として認識され、わが国の物質文化、生活文化を理解するため、欠くことのできない資料として利用されるようになったのは澁澤敬三とアチック・ミュージアム（日本常民文化研究所）の同人たちによって民具の蒐集、研究がはじめられた昭和初年のことです。

わが国の歴史や民俗を今日に伝える資料が文化財と総称され、その保護を目的とした「文化財保護法」が制定されたのは、第二次大戦後の一九五〇年（昭和二五）のことでした。それまでは「国宝保存法」一九二九年（昭和四）、「重要美術品等の保存に関する法律」一九三三年（昭和八）などの法律によって、美術上、観賞上価値の高いものが保存の対象とされたに過ぎませんでした。

「文化財保護法」の第二条を見ますと「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」とあり、文化財は芸術的価値とは別に歴史を今日に伝える歴史資料としての学術上の価値を与えられたのです。しかし、「文化財保護法」の第三条でも「文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないもの」と明確に規定されたにもかかわらず、一九五四年（昭和二九）の「文化財保護法」の改正で有形文化財から有形民俗文化財を別個の体系として規定し直したため、有形文化財の保護の基準は「歴史上又は芸術上価値の高いもの」「芸術上又は観賞上価値の高いもの」に限定されたため、武家、貴族、僧侶、神官などの非常民が用いた武器をはじめとする器具や物件は保護の対象から除かれ、非常民の有形文化財の歴史資料としての利用を遅らせることとなったと思われます。これは歴史学が民具をはじめとする有形文化財Ⅱ「モノ」資料を史料として活用してこなかった結果でもあります。

ともあれ、民具をはじめとする「モノ」や絵画が歴史や民俗を今日に伝える価値の高い文化財、資・史料として保護されるようになったのは第二次大戦後の一九五〇年（昭和二五）のことであったことをまず確認しておきたいと思

います。

一九二五年（大正一四）に澁澤敬三によってアチック・ミュージアムが設立されましたが、この頃には一九一九年（大正八）の「史跡名勝記念物保護法」があるのみで、さきにふれた「国宝保存法」や「重要美術品等の保存に関する法律」すらまだ存在しなかったのです。

このように文化財一般についての関心がきわめて希薄な状況のもとで、澁澤敬三とアチックの同人たちは、わが国の一般の人々が日常生活の必要から製作し、使用してきた生産・生活用具を「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身近卑近の道具」と定義し、民具と名付け、民俗学、歴史学の資・史料として活用する端緒を開いたのです。

「国宝保存法」が制定された翌年、一九三〇年（昭和五）には、アチックにおいて、早川孝太郎を中心に「民具蒐集物目安」が作成されていたことは、わが国の民具研究、文化財保護・利用の面で重要な画期を示すものとして注目されます。

ところで、一九三一年（昭和六）から一九三三年（昭和八）にかけては、アチックが資・史料の提供者に対する社会的責任を自覚した研究活動を開始した転機でもありました。その一つの契機を与えたのが、豆州内浦の大川四郎左衛門から漁業史料を提供されたことでした。

一九三三年（昭和八）には、澁澤邸内にアチック・ミュージアムを新築し、さらに内浦漁民史料を整理する漁業研究室（祭魚洞文庫）を開いています。また竜門社が実業史博物館設立準備のため民具蒐集を始めたのも、この年です。この時期はアチックにおける研究が本格化した時期で、この時期に、その後のアチックから常民研にかけての研究の二つの柱、すなわち、民具研究と漁業史研究が車の両輪のように動き出したといえましよう。

一九三四年（昭和九）には「薩南十島巡航実地調査」などの大規模なフィールド・ワークも開始され、アチックミ

ユーゼラム彙報、同ノートの出版も開始されています。

澁澤敬三は一九三五年（昭和一〇）には、白鳥庫吉博士と国立民族学博物館設立を建議しています。

このように一九三三年（昭和八）前後はアチックが本格的研究所としての活動を開始し、さらにわが国における民具研究の端緒を開いた時期であったと言えます。一九三六年（昭和一一）にはアチックの「民具蒐集調査要目」が作成され、同好の士に配られています。

この調査要目には、①別名・部分名を含む名称、②採集の場所と日時、採集当時の状況、③自製品であるか販売品であるか、販売品の場合は価格や仕入先、自製品の場合は製作場所と製作人、製作時間と製作方法、製作に使われた道具、製作地に関する情報等々、およそ蒐集民具に関する事柄についての、二六項目の基本項目があげられています。この二六項目におよぶ民具蒐集記録作成の基本項目は民具研究、特に民具の資・史料化にとって、今日でも十分役立つものであるといえます。

右の点はアチックにおける民具研究がわが国の民具研究、物質文化、生活文化研究にとって、決定的役割と意味をもっていたことを示すとともに、わが国の民具研究が澁澤敬三とアチックにおける研究を軸に成立、発展してきたことを物語っています。

## 二 日本常民文化研究所の諸活動

かくして、アチックの活動は一つのピークを迎えることとなります。一九三五年（昭和一〇）ごろには、第一部会（毎週土曜日の研究会）、第二部会（民具研究会）、漁業史研究室、内浦漁民史料の編纂等が軌道にのってきて、一九三七年（昭和一二）には橋浦泰雄を招き、絵巻物に現われる庶民の姿を描いた「絵引」の作成作業も進められ、絵引

の会、絵巻物研究会もおこなわれています。

この頃には、『豆州内浦漁民史料』（一九三七―三九年）、『式内水産物需給志考』（一九四二―四三年）、『日本魚名集覧』（一九四二―四四年）など、漁業史研究室の成果が相次いで公刊されています。『豆州内浦漁民史料』は単なる水産史料・漁業関係史料としてばかりでなく、わが国の土地制度史、財政史、金融史にも目をくばった史料集として注目され、『日本魚名集覧』は、のちに金田一春彦氏をして日本方言学の名著と言わしめた視野の広いものでした。

常民研の漁業史研究室の研究が狭い意味での水産史、漁業史ではなく、漁業民俗、漁業・漁村民具研究を基層に置いたものであることを物語っています。またこの頃には『日本漁民事績略』、『明治前漁業技術史』の編纂が精力的に進められていましたが、第二次大戦の影響を受け、その成果が日の目をみたのは戦後の一九五五から六〇年のことでした。

第二次大戦中は、当然のことながら常民研の活動は制限され、一九四二年（昭和一七）にはアチック・ミュージアムの研究所名も日本常民文化研究所に改称されています。

当時の刊行物の目録を見ますと、一九四三年（昭和一八）には『日本魚名集覧』第二部・第三部（濫澤敬三）、『喜界島年中行事』（岩倉市郎）、『屋久島民俗誌』（宮本常一）、『明治前期に於ける肥料技術』（戸谷敏之）、『おしらさま図録』（日本常民文化研究所編）、『土佐捕鯨史』（伊豆川浅吉）など民俗学関係の成果が刊行されています。しかし、一九四四年に入りますと、以前からの継続刊行物である『日本魚名集覧』第二部が同年一〇月に一冊刊行されたに過ぎません。その後、常民研の彙報やノートなど、研究成果の刊行が再開されたのは、内田武志の『日本星座方言資料』が刊行された一九四九年（昭和二四）十一月のことです。

戦後、濫澤敬三は大蔵大臣となり、戦中に東条内閣の日本銀行総裁を引き受けてきたことなどから、一時期公職を追放されましたが、九学会連合の総合調査、文部省史料館の設立等を推進し、一九四九年（昭和二四）には常民研は

水産庁より水産資料の整備蒐集を委託され、各地の漁業資料の蒐集と筆写稿本の作成をおこなうことになりました。

この事業は、東海水産研究所の教室に置かれた常民研の分室（月島分室）で水産庁資料整備委員会という名前で始められ、のちに水産庁資料館に表向きは発展します。その初代館長を務めたのが櫻田勝徳です。櫻田勝徳は一九五〇年（昭和二五）、常民研が財団法人化した際に理事長に就任しています。この時期の活動は当然のことながら、海付の村々の漁業・漁民・漁村史料の蒐集・史料化が中心でした。その事業は一九五五年（昭和三〇）、水産庁の委託助成が切れると中止され、月島分室も閉鎖されました。この間の成果は『漁業制度資料目録』（全九集）、『奥能登時国家文書』（五集）、『備中真鍋島の史料』（八集）、『陸前唐桑の史料』、『紀州加太の史料』をはじめとする漁業・漁民・漁村史料や『日本漁民事績略』、『日本鯉漁業史』、『滋賀県漁業史』、『日本水産史』などとして刊行されています。

この時期には、知里真志保の『分類アイヌ語辞典』、『菅江真澄未刊文献集』など漁業、漁村以外の研究成果も刊行されていることも忘れてはなりません。一九五七年（昭和三二）には常民研の最も苦難の時期を一人で支えた河岡武春が入所、間もなく『日本常民生活絵引』の仕事が再開されました。この事業は、戦前に橋浦泰雄によって描かれた絵引原画が空襲ですべて焼失したため、村田泥牛によって再度描きあらためることから始められました。

澁澤敬三は一九六三年（昭和三八）に世を去り、『絵引』の完成を見ることはできませんでした。『絵引』の製作は敬三の死後も進められ、一九六七年（昭和四二）に角川書店から刊行されました。なお本書は神奈川常民において改訂し、一九八四年（昭和五九）に平凡社から新版を刊行しています。

常民研は澁澤敬三の死後、一九六五年（昭和四〇）頃から財政的にも厳しい状況を迎え、漁業史研究室の縮小など、一つの転機に立たされます。

主宰者を失った常民研は、有賀喜左衛門を理事長に迎え、民俗・民具研究室の活動に重点を置き、河岡武春を中心に運営されるようになり、一九七二年（昭和四七）に研究所は東京都港区三田二の橋のマンションの八階に移りまし



た。これより先、一九六八年（昭和四三）には『民具マンズリー』や『民具論集』を刊行しています。また一九七四年（昭和四九）には、日本青年館において、第一回民具研究講座を開催しています。

一九七六年（昭和五一）の第三回の民具研究講座の席上、日本民具学会が設立され、その事務所は常民研に置かれました。以後、一九九五年の第二二回講座まで常民研の民具研究講座と日本民具学会は同じ会場で併行して開催され、両者の準備も運営も、協力しておこなわれてきました。また常民研の理事であった有賀喜左衛門と河岡武春の活動によって、北海道東北、新潟、東海、近畿、中国四国、鹿児島等の地域民具学会が誕生し、常民研は民具研究のセンターの役割を果たすようになりました。

このように、この時期は常民研がわが国の民具研究の発展にとり先駆的役割を果たし、わが国の民具研究、民具学会の発展の基礎をつくり出した時期であると同時に、常民研がアチックの時代以来、一方の柱であった漁業史研究室の活動を休止し、財政的にも危機に立たされた時期であったといえましょう。

この状況が、常民研を神奈川大学に招致し再建する契機となった背景です。つぎに神奈川常民の設立の経過と神奈川常民二〇年の活動をふりかえり、現在の常民研の持つ史的規定と、それとのかかわりから見える今後の活動の方向を考えてみることにしたいと思います。

### 三 神奈川常民の現状と課題

すでに指摘してきたように、常民研は澁澤敬三没後も、民間研究機関として、河岡武春を中心に『民具マンズリー』の公刊、『民具論集』の刊行、民具研究講座の開催と、民具研究を中心とした活動が続けてきました。また文化庁の援助のもとに各種の民俗調査をおこない、その報告書を刊行し、国の文化財指定などの文化財行政を支える活動

をおこなっています。

こうした民具研究分野での活動は、河岡武春を中心に、アチック以来の常民研の物質文化、生活文化研究の持つ意味を理解した人々の力によって支えられたものでした。

民具研究分野での新しい活動の展開に比べ、常民研の一方の柱であった漁業史研究室を支えた人々は、他の大学、研究機関、教育機関に転出し、漁業史研究室は閉室の状態に置かれ、月島分室で調査・蒐集、筆写された膨大な漁業資料は完全に史料化しないままに放置され、当時借用した史料も未返却のまま、常民研の姿勢が問われかねない状態にありました。

このような状況を克服し、水産庁から委託された責任を果たすために漁業史分野の研究の再開が必要であり、そのためにも、濫澤敬三没後、財政的基盤の弱くなった常民研を神奈川大学に招致することが必要であると考えるにいたったのでした。

一九七九年（昭和五四）、常民研を神奈川大学に招致する議が本学の一部の教員の中から起こり、大学当局に要望書を提出し、翌年に招致検討委員会が発足、招致を望ましいとする同委員会の答申を受けて、神奈川大学理事会は招致を決定しました。一九八一年（昭和五六）招致委員会が設置され、同年七月に受け皿として神奈川大学日本常民文化研究所が設立され、八月一日付で山口徹が所長に就任し、財団法人日本常民文化研究所の解散の事務と同常民研の理事会と神奈川大学理事会との間の研究所委譲に関する「覚書」の作成、調印の事務がすべておこなわれ、一九八二年（昭和五七）三月三十一日に財団法人日本常民文化研究所は解散、同年四月一日より神奈川大学日本常民文化研究所が正式に発足しました。

神奈川常民は、本学教授として迎えられた河岡武春を中心に『民具マンスリー』の編集発行、民具研究講座の開講、文化庁の研究助成（八割助成）を肩替わりしました。また、委託研究の実施、調査報告書の刊行をただちに実施しま

した。これらの事業は「覚書」の中で本学常民研が責任を持って引き継ぎ実施することが明記されたものです。

このように、「覚書」に明示されている旧常民研の活動を継承する一方、休止状態にあった漁業史研究を再開し、茨城県北浦村、愛媛県中島町二神島、千葉県九十九里の漁村調査を開始しました。

民具研究分野においても、一九八四年（昭和五九）になると横浜市の技能文化の調査研究、展示資料の収集、整理展示の制作・監修、相模原市の博物館設立のための製糸業調査、横浜市の委託による「横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷」の展示公開など、研究所独自の研究活動を開始しています。また、この過程で神奈川常民を母体として、一九八五年（昭和六〇）には学芸員資格修得課程を開設し、民具および文献資料（古文書等）を扱える学芸員の養成を目的とした教育活動も開始しました。

このように設立以来、神奈川常民は旧研究所の事業を継承するとともに、休止状態にあった漁業史研究室の活動を再開し、さらに独自の民具研究分野での活動を開始するとともに、旧研究所では不可能であった学芸員の養成にとりくみ、大学教育の一環に、常民研の活動を組み込んでいったのです。

こうした神奈川常民独自の新たな活動は、「覚書」の枠を越えた幅と深さを持って変化しています。神奈川常民設立当初に比べても、ここ二〇年の間に常民概念に対する理解、物質文化、民具に関する理解も大きく前進し、海の世界についての関心も深まってきました。

例えば、常民研と二人三脚で開催されてきた日本民具学会の年次大会も日本民具学会として自立し、独自の大会を持てるようになり、今年度の地方史研究協議会の大会では「瀬戸内文化の個性」と題した特別講演を私ごとき者がおこなうようになったのです。これは二〇年前、少なくとも私が常民研を所長として預かり、民具研究講座を主催し、漁業史研究を再開するために漁村に入り込んだ時期には、とても考えられなかったことです。

私自身の神奈川大学、さらに常民研とのかかわりの中での研究の変化を考えただけでも、常民研の伝統が大きな影

響を与えてきたことは事実です。その意味を常民研の今日的状況を踏まえて考え、新たな方向を模索する必要があると考えます。昨年と今年の講座を常民文化研究所移管二〇周年記念として、漁業史と民具研究の二本の柱を原点に立ちかえって反省することにした意図は右の点にあるのでしよう。

ともあれ、常民研を招致した頃に比べると、漁業・漁村・海をとりまく研究状況も、民具研究をとりまく状況も大きく変わりました。常民研をとりまく環境も、文化庁から文部省に管轄が変わり、学芸員課程の実施、大学院歴史民俗資料学研究科の設置と大きく変化しました。この変化は常民研の今後の発展の方向を再確認することを要求するものであり、私たち所員ばかりでなく、常民研の再建に社会的責任を負った神奈川大学、さらに常民研の運営・活動に直接、間接にかかわりを持ってきた学外の多くの方々一人ひとりに考えてもらいたい問題です。

二〇年前、民間研究所であった常民研を本学に招致し、一応の財政的基盤をつくって再建しないと、常民研の伝統を今日に生かすことができないと考え、常民研の移管を実現したわけです。しかし、私たちは神奈川常民発足の当初から、常民研が持つ自由な伝統、誰でも参加できる研究所の活動を継承することができかどうかに不安をいだいておりました。

右の点については神奈川常民が正式移管の準備作業をすすめていた一九八二年一月三〇日に網野善彦の司会により、河岡武春、二野瓶徳夫、丹羽邦男、山口和雄、山口徹が、「渋沢敬二と日本常民文化研究所」という座談会を平凡社でおこない、その座談会の締めくくりとして「これからの日本常民文化研究所」について話し合われました。まず最初に、常民研を神奈川大学の場において預かる私にどういう展望と方針を持っているかを話すようにと司会者から発言を求められました。

そこで私は次のように話しました。常民研にこれまでまったくかかわりを持っていない。それゆえにこの問題（移管の問題）にかかわりを持ってから、手探りでいろいろ勉強することから始めた。にもかかわらず、常民研を預かる

となると非常に粗いものであっても、一応の方針を立てていかなければ机一つ要求できない。したがって、手探りでその歴史を学びつつ、その歴史なり実態を客観的にどういうふうにとらえ、現段階で位置づけ、問題を認識していったらよいかという視点が必要となってくる。こうした視点から、今回の常民研の移管を考えてみると、例えば澁澤敬三が吉田三郎や進藤松司などの農民や漁民に直接日記を書かせ、歴史・民俗情報を蒐集し、彼等に直接、民俗を語らせ、研究所の主体に加わってもらおうという発想が開花して、河岡武春氏が中心におこなっている民具研究講座や『民具マンスリー』にかかわる組織へ結び付いていったものがあるような気がする。また、こうした自由な伝統を、私学であつてもやはり神奈川大学は大学であり、アカデミズムのにおいがしてくる危険があるわけで、その中で常民研の持っている自由な伝統を守り、大学という枠の中でどう継承していくかに一抹の不安があり、今後の常民研を考えるうえで常に考慮に入れておかねばならない問題である、と話したわけだ。

この問題の根本には、研究所をどのように考えるかということがあるわけで、当時、『民具マンスリー』の購読者に会員名簿をつくる中でアンケートをとり、四〇〇名くらいのアンケートを回収したわけですが、その中に常民研が大学という枠の中に入ることへの危惧がかなり多く寄せられたわけです。

この点については、これまで常民研を死守してこられた河岡さんも同じ意見を持ち、有賀先生の常民文化観とか、民具学会観を紹介してくれました。有賀先生は柳田さんがつくった民間伝承の会のようなあり方を研究所だというふうに定義していたと思うし、常民研の基本的あり方も、そういうものではないかと述べておられます。

この点は、神奈川大学という枠の中で考えますと、じつは一番むずかしい問題です。いわゆる大学紛争の余韻が残る中でこの問題を考えてきた私と、紛争以降、大学の一員になった現在の大学の中核を支える者との間では理解の差がかなりあります。特に設立当初のメンバーがしりぞき、民俗学にしても、民具学にしてもアカデミックな枠の中で育ってきた研究者を主体とする状況では、常民研のありようを考える考え方からまったく違っていると思います。常

民研と大学・大学院との関係をまったく問題としない立場や、常民研を自己の研究の場としか考えない者も存在する。今日的情況を考えると、二〇年前に考えていた問題が古くて新しい問題として常民研の今後を考える課題として、生きつづけていることを、『歴史と民俗』の創刊号に再録されている「渋沢敬三と日本常民文化研究所」と題する座談会の記事を読みなおしながら感じた次第です。

新しい常民研の発展の方向を見定めるためには、常民研を自らの存在とのかかわりの中で直視し、その歴史を批判的に継承する姿勢が求められ、そのためには常民研を招致した原点に戻り、常民研を単なる歴史研究所でもなく、民俗研究所でもなく、歴史民俗研究所でもなく、また二つの柱である漁業史部門と民具研究部門を歴史研究、民俗研究、さらに民具研究、歴史民俗一般に吸収せしめるのではなく、それぞれの分野の研究に新しい提言をしていく主体性を確立することが必要であると思います。

## おわりに

私たちは、昨年と今年の二年度にわたって神奈川大学日本常民文化研究所二〇周年記念の講座をおこなってきました。常民研を本学に招致し再建することを提起し、神奈川常民設立当初の研究所を預かり、主宰してきた者として、常民研の漁業史と民具研究という二つの柱の歴史を設立当初とはいちじるしく状況の変化した中でふりかえり、新しい発展の方向を模索する問題点を提供するのが私に与えられた課題でした。すでに指摘したように神奈川常民をとりまく状況はここ一〇年、大きく変わりました。神奈川常民設立当初とは違い、民具研究も独り立ちするほどに成長し、学芸員の養成も大学の教育課程に組み込まれています。民具研究講座も一九九五年に宇都宮市総合コミュニティセンターで開かれた「民具再考」を最後に、常民文化研究講座として発展的に解消しました。常民文化研究講座では常民

研の伝統を引き継ぎ、第一回「海民俗文化と漁業」、第二回「資料学事始め」、第三回「伝統文化の中の現代」、第四回「漁業における歴史と民俗」、第五回「絵画資料と民具研究」と常民研の海の世界、「モノ」・絵画の利用、研究を踏まえながら視野を広げる取り組みがなされています。

一方、大学に籍を置く当然の結果として、神奈川常民は学芸員の養成のための教育課程を担当することになり、また大学院歴史民俗資料学研究科を支えることになりました。こうした変化にともない、研究所の陣容も、性格も大きく変化することになり、常民研の新しい方向を展望することがむずかしくなっているとわざわざをえません。

こうした常民研をとりまく状況の変化の中で、今後を展望し、新しい方向を示すことは必ずしもたやすいことではありません。二度にわたる二〇周年記念講座では、常民研の招致から初期の運営、その後は漁業史研究の再構築に努めてきた一人として、その過程で動きながら考え、行動してきた経験をもとに描いてきたことを、今という時点で整理し、ごく粗く問題点をまとめたのが、昨年および今回の報告です。

その土台になったのは、澁澤敬三と常民研、神奈川常民設立当初に学内外の人々に経過報告の意味をこめて神奈川大学通信一三六号に書いた「日本常民文化研究所の招致にあたって——その歴史と業績」(のちに『歴史と民俗』1号に再録)、平凡社でおこなった座談会「澁澤敬三と日本常民文化研究所」(『歴史と民俗』1号に再録)、私たちが平凡社と協力しておこなった『澁澤敬三著作集』(全五巻)の各巻の著作及び解説、『澁澤敬三』上・下、『常民文化論集』をはじめ各種の刊行物、漁業経済史についての学術・学会誌上の研究動向、展望を述べた記録、毎年講座を準備する際にそれぞれのテーマにそくして記述した講座案内、要覧、論集の年間の総括文などです。

これらをつつひとつ研究史的に整理し分析し、報告を準備したわけではなく、これらが大黒様の持つ大きな袋の中に入れ、今回の問題意識に沿って中をかき回し、引き出して描き出したものが本報告です。

私にとっても、常民研にかかわる人々にとっても必要なのは、知識として常民研を整理することではなく、たとえ

間違っつていようとも恐れずに、考えていることをまず吐き出し、お互いの違いを確認し、議論し、共通の認識を持ち合うことでしよう。相互批判は相互信頼を前提になしうることであり、こうした論議の場が、サロンの雰囲気の研究の内外に生まれることを期待し、あえて本報告を書きあらためました。

読み返すまでもなく、できの悪い文章ですが、病身であり、老骨でもあるこの身に免じて、お許しいただきたい。

(やまぐち・てつ 日本近世史・日本経済史)